九州ITS利活用研究会

QPITS / Practice group of ITS in Kyushu

第8回会合資料　ワーキンググループ2

2012年8月7日

九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)

Copyright© 2012　九州ITS利活用研究会/QPITS(Practice group of ITS in Kyushu)

九州ITS利活用研究会規約及び会員規定は平成２４年８月７日より施行します

九州 ITS 利活用研究会規約(案)

第１条（名称）
本研究会は、九州 ITS 利活用研究会（英文名 Practice group of ITS in Kyushu）と称する。

第２条（事務所）
本研究会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第３条（目的）
本研究会は、NPO 法人九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)の研究会として、車だけではなくその他の公共交通機関も含めた九州内の産学官が一体となり、会員の協同による ITS を社会基盤とした ITS および周辺技術、関連機器と組込みシステム、アプリケーションシステムの各開発・構築に関わる技術研究、並びに、活気がある住みやすい街づくりを目指した次世代サービスシステムのグランドデザイン作成、クラウドサービス実証実験の実施準備、海外展開を研究課題とし、新規サービスの創出に向けた情報交流支援を行い、会員の技術水準の向上、ITS 社会基盤の標準化に寄与することを目的とする。

第４条（活動）
本研究会は、第１条の目的を達成するために、次の研究を行う。
(1) 会員のために ITS を社会基盤とした ITS および周辺技術、関連機器と組込みシステム、アプリケーションシステムの各開発・構築に関わる技術研究、並びにこれらの実用性を確認するクラウドサービス実証実験に関する研究を行う。
(2) 会員のために前号の研究の成果の管理と利活用事業を推進する。
(3) 新規サービス事業の創出に向けた情報交流支援活動をする。
(4) ITS 社会基盤の実用化に必要な各種技術の外部標準化機構への提案を含めた標準化活動をする。
(5) 会員に対する技術指導、事業化支援活動を行う。
(6) 実証実験研究のためのクラウドサービス施設を使用させる。
(7) その他本研究会の目的を達成するために必要な研究活動をする。

第５条（会員の種類）
本研究会の会員は、正会員・法人、正会員・個人、賛助会員・法人、賛助会員・個人より構成される。なお入会手続きは、九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)規約に定めるほか、本研究会が別に定める会員規定に従うものとする。

第６条（入会）
本研究会に入会しようとする者は、九州組込みソフトウェアコンソーシアム(QUEST)規約に定めるほか、幹事会に対し会員規定に定める申込み手続きを行い、その承認を得なければならない。

第７条（入会金及び会費）

九州 ITS 利活用研究会会員規定(案)

第１条（総則）
本研究会の会員は、設立趣旨に賛同する法人、団体とし、研究会規約を遵守し、設立の目的達成に向けて、相互に協調、協力するものとする。

第２条（会員の種類及び権利）
当研究会の会員の種類とその権利を以下のとおりとする。
1. 幹事会員は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、幹事会を構成するとともに、総会、幹事会及び各ワーキンググループの活動に参加することができる。
2. 正会員・法人、正会員・個人は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び各ワーキンググループの活動に参加することができる。
3. 賛助会員・法人、賛助会員・個人は、本研究会の趣旨に賛同する法人、団体とし、総会及び幹事会員が推薦する賛助会員・法人、賛助会員・個人は、該当技術ワーキンググループ（WG1 から WG4）の活動に参加することができる。なお、この場合、該当ワーキンググループにて事前に承認を得ることとする。
4. 会員の関係会社の権利に関する権利は会員のみが有するものとする。
(2)ただし、幹事会員および正会員・法人の関係会社が、会員の名義にて研究会活動に参加することを認める。この場合、参加する関係会社の活動は会員がこの責任を負うものとする。関係会社とは会員が議決権の過半数を有する子会社とする。
(3)会員が上記に該当しない関連会社を会員の名義にて研究会活動に参加させる場合は、会員が事前に事務局長および属するワーキンググループ長の許可を得る必要がある。関連会社とは会員が議決権の 20%以上 50%以下を有する子会社とする。
(4)上記は会員の関係会社、関連会社が自ら会員になることを妨げるものではない。
5. 幹事会員及び正会員・法人、正会員・個人は、総会においてそれぞれ２票、１票の表決権を有する。
6. 幹事会員、正会員・法人、正会員・個人は、任意のグループを構成し、本研究会の資産を利用した実験、事業活動を企画、実施することができる。（但し費用は自己負担とする。）また、活動内容は、適宜、各ワーキンググループに報告しなければならない。

第３条（入会手続き）
本研究会の会員になろうとする者は、次の書類を研究会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。
1. 入会申請書
2. 誓約書
3. 基本情報登録票
4. 各種証明書等
(1) 法人の場合は、発行日から３ケ月以内の登記簿謄本及び直近の決算書
(2) 任意団体の場合は、申請者が団体の代表者であることを証する書面及び組合財産を示す書類

Copyright© 2012 九州ITS利活用研究会/QPITS(Practice group of ITS in Kyushu)

2012年「スマートモビリティアジアin福岡」に関わる実証実験システム、アプリケーションソフトウェア提供及びWEBコンテンツ使用許諾等に関する覚書(案)

2012 年「スマートモビリティアジア in 福岡」に関わる実証実験システム、
アプリケーションソフトウェア提供及び WEB コンテンツ使用許諾等に関する覚書(案)

○○○（以下「甲」という）と NPO 法人 九州組込みソフトウェアコンソーシアム・九州 ITS 利活用研究会（以下「乙」という）は、2012 年「スマートモビリティアジア in 福岡」の実証実験に関わる設備と運用サービスシステムの提供、研究開発に必要なアプリケーションソフトウェアの提供及びスマートフォン等利用者への WEB コンテンツなどの利活用」（以下「本研究」という）の使用許諾に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第１条（本研究の内容）
「本研究」は平成 24 年度 SCOPE「地域 ICT 振興型研究開発」に応募採択の研究課題「人の動きをやさしく支援する地域ＩＴＳ利活用基盤に関する研究開発」である、人の動きの支援により商業や観光を盛んにすることで地域に経済的な効用をもたらすことを主として、従来相互接続が困難であった複数の公共交通機関などが持つＩＴＳ情報および商業や観光など地域内の様々な事業者が持つ情報を統合する地域ＩＴＳ利活用システムを構築するための技術・手法について研究開発を行う。高齢者支援や災害時の海外からの渡航者への情報支援も併せて目的としている。
2. 「実証実験に関わる設備と運用サービスシステムの提供、研究開発に必要なアプリケーションソフトウェアの提供及びスマートフォン等利用者への WEB コンテンツの提供による実証実験」（(以下「本実証実験」という）においては、地域ＩＴＳ利活用基盤技術の確立へのり組みにおいて、旅行客や高齢者等観光ナビなどするうえで、人の動きを支援し併せて利用者位置情報等を収集しクラウドサーバによりデータマイニングする研究成果技術と、スマートフォン向けアプリケーションやコンテンツ提供による検索画面表示等の研究成果技術との相互連携や機能統合させるための実証実験を行うための、各システムのインターフェースの標準化と API 開発から実機動作検証を行い、実機での有効性検証および実用化に向けた課題の抽出を行う。
3. 「本実証実験」に関わる設備と運用サービスシステムの提供においては、九州電力グループが運用する、「よかなび」などの旅行・交通等の案内情報に関わる WEB システム及びサーバ設備、並びに天神・博多駅・博多港の Wi-Fi 機器やデジタルサイネージ機器などの設備を利用する。
4. 「本実証実験」の旅行客や高齢者等を支援するスマートフォンに付随するダウンロードアプリケーションおよび観光ナビなどのコンテンツ提供などは、「付表２」の「本研究」及び「本実証実験」に関わる構成員に対して、乙が指定するインターネットプロバイダーのダウンロードサイトから、「本研究」の期間内の平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までで利用できる。
5. 「本実証実験」の一般市民を対象とした旅行客や高齢者等を支援するスマートフォンに付随するダウンロードアプリケーションおよび観光ナビなどのコンテンツ提供などは、予め乙に申請があった者 100 人に対して乙が指定するインターネットプロバイダーのダウンロードサイトから、「本実証実験」期間の平成 24 年 10 月 8 日から平成 25 年 1 月 9 日までの間利用できる。

第２条（使用許諾）
甲は乙に対して「付表１」の No. ○○の○○○の使用を許諾する。許諾は付表１に記した提供の範囲内とする。

第３条（権利の帰属）
1. 「本研究」で開発したサーバ及びスマートフォン、デジタルサイネージ利用の WEB アプリケーションソフトウェア及び観光ナビなどのコンテンツ提供に関わる著作権法上の権利は、「付表１」の当該提供者の甲に帰属する。
2. 「本実証実験」により収得した人の動きに関わる利用者位置情報等のデータに関わる著作権法上の権

ＱＰＩＴＳ事業のSMA（12/18～）等実証実験における、アプリケーションシステム、WEBコンテンツご提供企業

付表１：「本研究」及び「本実証実験」に関わる WEB アプリケーションソフトウェア及び観光ナビなどのコンテンツ提供者一覧表

No.	使用許諾媒体等名称	著作権等保有企業・団体名	提供範囲	備考
1	よかなび、バス時刻表	九電ビジネスソリューションズ㈱		よかなび（福岡市観光情報）、バス時刻情報など
2	スマートフォンARシステム	㈱システムワークス		スマートフォンのベース観光・交通ナビ対応アプリケーション
3	のりもの info.com	西鉄情報システム㈱		九州公共交通機関情報
4	CROSSMAP	西部ガス情報システム㈱(㈱ヒューマンテクンシステム)		Web 対応エリアマーケティング GIS ツール
5	スマートフォン・パーソナルセキュリティーシステム	㈱パイオニア・ソフト（㈱e-セレス）	「緊急通知」機能の範囲とする。	スマートフォン（Android）「緊急通報」システム
6	トラストナビ	トラストパーク㈱		駐車場情報、グルメ情報
7	天神経済新聞、博多経済新聞	㈱九州インターメディア研究所	ヘッドラインニュース各記事見出し文、及び本文ページ URL（本文は提供範囲外）	福岡市内の経済情報
8	LanScopeAN	エムオーテックス㈱（㈱e-セレス）		Web 対応エリアマーケティング GIS ツール

Copyright© 2012　九州ITS利活用研究会/QPITS(Practice group of ITS in Kyushu)